令和9（2027）年度（令和8年度募集）　　募集概要

川西市高齢者生きがいづくり活動事業補助金

市民活動の推進と地域課題解決のための公募型補助金

1. 補助金制度の概要

【制度趣旨】市民活動団体等からの自由な発想による公益的事業提案を公募し、
補助金を交付して支援する制度です。

【補助上限額】

1年度当たり　**13万円**

（補助対象経費の 1/2 以内・千円未満切り捨て）

【交付期間】

原則 1年間

2. 令和8（2026）年度 募集～事業完了スケジュール

項目	期間・日程	内容・備考
① **募集要綱の公表**	令和8年10月1日	募集要綱および各種申請様式を市HP等で公表
② **事前相談**	令和8年10月1日～	事業内容や経費区分について事前相談を実施
③ **申請受付**	令和8年11月2日～ 11月30日	【締切:11/30 17:00】 専用オンラインフォームより提出
④ **審査会の開催**	令和8年12月中頃予定	審査委員会による書面審査
⑤ **事業の選定**	令和8年12月31日まで	審査結果に基づき採択・不採択を決定し通知
⑥ **事業実施・補助期間**	令和9年4月1日～ 令和10年3月31日	原則1年間（交付決定は令和9年1～2月頃予定）
⑦ **事業の完了**	令和10年3月31日まで	事業完了後、速やかに実績報告書および 領収書写しを提出
⑧ **補助金の確定・支払**	令和10年4月中旬頃まで	確定通知受領後、補助金交付請求書を提出し請求

3. 提案者の応募要件・申請方法

応募団体の必須要件（すべてを満たすこと）

① 市内での活動実績があり、5人以上の構成員で組織されていること
② 構成員の過半数が市内在住であること
③ 定款・規約・会則等の規程を有し、適正な会計処理が行われていること
④ 応募回数制限：1年度につき1団体当たり1回まで

応募不可の団体（欠格事由）

暴力団関係団体、無差別大量殺人行為を行った処分団体、宗教教義の普及主目的、
政治主義推進主目的、特定公職候補者等の推薦・支持目的団体

提出書類および申請方法

【提出書類】事業提案書兼交付申請書、事業概要書、計画書、収支予算書、定款/規約、名簿、収支決算資料

【申請方法】川西市専用フォーム（https://logoform.jp/form/tTN6/1809156）より送信（持参/郵送可）
※様式は、市ホームページからダウンロード可

【担当課】地域福祉課（川西市役所1階13番）〒666－8501 川西市中央町12 番1号
kawa0027@city.kawanishi.lg.jp

川西市高齢者生きがいづくり活動事業補助金

補助要件＆手続ガイド

対象外事業・補助対象経費区分・審査および完了手続き

4. 補助対象とならない事業

（要綱 第4条第2項 新規規定）

※以下のいずれかに該当する事業は、採択・補助金の対象外となりますのでご注意ください。

1. 営利目的の事業	特定の個人や企業の営利・利潤追求を主目的とした事業活動
2. 参加費が過大な事業	参加者1人当たりの参加費が6,000円を超える事業
3. 少人数対象の事業	事業への参加見込人数が 9人以下 である小規模事業
4. 参加制限がある事業	居住地域や特定の団体所属等により参加対象者を制限・限定する事業
5. 市との共催事業	川西市が共催者として直接事業運営に参画している事業
6. 部活動関連事業	市が認定した地域クラブ団体が行う部活動に関する事業
7. 市施設の使用料減免事業	事業の実施にあたり市の施設使用料減免を受けている事業
8. 重複補助金申請事業	市が実施する他の公募型補助金の交付申請を 並行して行っている事業

5. 補助対象経費および対象外経費の区分

【補助対象経費】

報償費・謝礼（外部講師・ボランティア等）
備品購入費（事務局用除く事業用備品）
消耗品費（チラシ用紙・文具等）
材料費（事業に必要な材料購入）
印刷製本費（チラシ印刷・記録代等）
保険料（ボランティア保険・イベント保険）
使用料・賃借料（会場使用料・機材レンタル）
通信運搬費（資料送料・機材運搬費）
旅費（講師打合せ交通費等）

【対象外経費】

事務所等の維持管理経費（家賃・水光熱費等）
提案団体の経常的な活動経費
提案団体構成員に対する人件費・謝礼
飲食費（事業密接関係・ボランティア謝礼除く）
支出内容が不明確または証明できない経費
採択事業に直接関係のない経費
視察を目的とした事業に要する経費・旅費
国・県・市等の他の補助金の交付を受ける経費
その他市長が適切でないと認めた経費

6. 審査・選考および事業の完了手続き

【審査基準】川西市高齢者生きがいづくり活動事業補助金交付審査委員会にて「①団体適格性」「②活動実績」「③事業の公益性」を総合評価。審査は原則書面審査ですが、提案事業に不明な点がある場合は提案団体に対して、事業計画の詳細、実現可能性その他必要な事項についてヒアリングを実施します。

【事業の実施・変更】採択事業計画に沿って実施。計画内容の変更や必要経費の変更が生じる場合は事前に地域福祉課へ連絡・変更申請が必要です。資金円滑化のため概算払いも利用可能です。

【実績報告・補助金確定】事業完了後（令和10年3月31日まで）に「実績報告書」「収支決算書」「領収書写し」を提出。検査後、補助金額を確定通知し、交付請求書に基づき確定受領（精算）となります。